

学習塾の広告表示等における関係法令・規範の遵守について

平成 26 年 5 月 22 日

学習塾事業者のみなさま

公益社団法人全国学習塾協会
会 長 安 藤 大 作

消費者庁の発表(平成26年5月20日)によりますと、学習塾の折り込みチラシに、提供する対象役務に係る学習塾講師について、「国公立大出身98%」と記載しながら、実際は講師のうちの国公立大学・大学院出身者が占める割合は、約14パーセントにすぎないものがあつたことで、景品表示法違反(優良誤認)に当たるとして、再発防止などを求める措置命令を出すケースが発生しました。

学習塾業界では、広告表示等における景品表示法の遵守のほか、「学習塾業界における事業活動の適正化に関する自主基準」及び「同実施細則」において取り組むべき基本的規範を定めています。

事業者の皆様におかれましては、この機会に自塾の広告表示及び情報提供内容の取扱いが適正であることの確認をしていただきますようよろしくお願い申し上げます。

景品表示法第4条の概要

【優良誤認表示の禁止】

事業者が、自己の供給する商品・サービスの取引において、その品質・規格その他の内容について、一般消費者に対し

- (1) 実際のものよりも著しく優良であると示すもの
- (2) 事実に相違して競争関係にある事業者に係るものよりも著しく優良であると示すもの

であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示を禁止しています。

具体的には、商品・サービスの品質を、実際よりも優れていると偽って宣伝したり、競

争業者が販売する商品・サービスよりも特に優れているわけではないのに、あたかも優れているかのように偽って宣伝する行為が優良誤認表示に該当します。

なお、故意に偽って表示する場合だけでなく、誤って表示してしまった場合であっても、優良誤認表示に該当する場合は、景品表示法により規制されることとなりますので注意が必要です。

【有利誤認表示の禁止】

事業者が、自己の供給する商品・サービスの取引において、価格その他の取引条件について、一般消費者に対し

(1) 実際のものよりも著しく取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるもの

(2) 競争事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利である一般消費者に誤認されるもの

であって、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示を禁止しています。

具体的には、商品・サービスの取引条件について、実際よりも有利であると偽って宣伝したり、競争業者が販売する商品・サービスよりも特に安いわけでもないのに、あたかも著しく安いかのように偽って宣伝する行為が有利誤認表示に該当します。

なお、故意に偽って表示する場合だけでなく、誤って表示してしまった場合であっても、有利誤認表示に該当する場合は、景品表示法により規制されることとなりますので注意が必要です。

消費者庁景品表示法関連報道発表資料

<http://www.caa.go.jp/representation/index.html>

学習塾業界における事業活動の適正化に関する自主基準

<http://www.jja.or.jp/safety/independent.html>